

## 大分大学への＜質問状一回答＞やりとりの概要

- 規程=「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」
- 要項=「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」
- 委員会=経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会」

### (1) 経済学部長選考問題についての公開質問状 2019年10月23日

- 経済学部教職員のどの行動が規程に違反したといわれるのでしょうか。
- 要項及びその運用が規程に抵触するとは具体的に何を指すのですか。
- 2回実施されて問題なかったのになぜ、今回問題にされたのでしょうか
- 大学が設置した委員会について。
  - 唐突に設置したそうですが、どのような検討をしたのでしょうか。
  - 一般的に第三者委員会は、客観的で公平な判断が求められる場合に設置されるものです。今回、最も重要なことは、「要項と規程の抵触の有無及び規程違反行為の有無」を判断することです。ところが、委員会は、規程違反行為の「経緯」を明らかにするために設置されるもので、「要項と規程の抵触の有無及び規程違反行為の有無」についての客観的で公平な判断を委員会に求めてはいないかのようです。そもそも、大学は委員会に、この最も重要な点についての判断を求めるつもりはないということなのでしょうか。
- 学長からの事情聴取は不可欠です。委員会はその予定があり、学長はそれに応じるつもりがおありなのでしょうか。
- 委員会の委員には、経済学部同窓会会长代行の方が任命されています。経済学部同窓会は、大学と無関係ではなく、しかも、同窓会会长は、法務担当の理事ですので、この委員の中立性には疑問があります。そこで、当該の委員を代えていただくことはできないでしょうか。
- 大学の意図は、要項の廃止にあるのでしょうか。

### (2) 10月23日付け質問状に対する回答 2019年10月31日

- 1)から3)及び5)については、委員会において、調査・検証いただきており、その結果をふまえ、改めて回答させていただきます。
- 委員会は日弁連のガイドラインを参考にしており、また、平成28年に「経済学部におけるハラスメントに関する調査・検討委員会」を設置した例もあります。

### (3) 誠実な回答を求める要請書 2019年11月1日

- (I) 1)は「教職員の行動が規程に違反した」ことの、具体的な説明を求めているのであり、2)は「要項及びその運用が規程に抵触するおそれがあることが明らかになった」といっていますので、そう判断した理由を聞いているのです。これらのこととは、大学の判断を聞いているのであり、委員会の調査・検証の結果を待つ必要はないのです。また、3)も、大学が自ら説明できるものです。5)は、大学の「意図」を聞いているのであり、これも、大学が自らの考えを述べればいいことです。
- (II) 委員会について、肝心のことは何も答えずに、日弁連のガイドラインをもちだして、いかにもきちんとした委員会を設置したかのように繕うだけでなく、全く無意味な過去の例を引いて問題をはぐらかそうとしています。同ガイドラインでは、第三者委員会とは、組織から「独立した委員のみ」をもって構成されるとあり、その点で委員会には重大な疑問があるので、客観的で公平な判断を求めるのであれば委

員を替えるべきではないか、と質問しているのです。

国立大学法人の責任者として説明責任を果たすために誠実に回答してください。

### (4) 要請書に対する回答 2019年11月5日

- (I) については、前回の回答に付け加えるべきものは何もありません。
- (II) ①について、どういう事実に基づいてこう主張されるか理解に苦します。  
②について、「いわゆる『第三者委員会』として委員会」を設置するか否か、任務は何かについては、学長の責任において、自主的・主体的に判断すべきものと考えておきます。  
③現時点では、何ら見解を述べる立場にありません。  
④「いわゆる『第三者委員会』にだれを委嘱するかは、学長が総合的に判断して決めます。平成26年に初めて設置した第三者委員会である「大分大学のこれから在り方検討懇談会」において、四極会（経済学部同窓会）名誉会長を委嘱した先例もあります。なお、委員の交代を求めるということについては「論理の飛躍があり」いったいどういう根拠でいかなる脈略で質問されているのか、理解しかねます。  
以上、当職は誠意をもってきちんと回答しております、可能な限りの説明責任は果たしていると考えているので、念のため申し添えておきます。

### (5) 再質問及び申し入れ書 2019年11月15日

公開質問状で、学長自身が「規定違反」・「抵触」と判断した根拠を尋ねたのに、委員会の結果を待つとして回答しないのは不誠実です。また、過去2回は問題なかったのに、今回なぜ問題にしたのかについても、何ら具体的な回答がなく、さらに「所定の手続きを履践する中で厳正に行なった」と述べるにとどまり、具体的な説明はありませんでした。このように、先般の回答はまったく誠意を欠くもので、これでは説明責任を果たしたものとはいえません。改めて、誠意ある回答を求めます。

次に、今回設置された委員会の委員は、大学から独立した委員で構成されておらず、日弁連のガイドラインでいう「第三者委員会」とは言えません。また過去に設置した例としてあげられた、二つのものは全く性格が異なり、唯一共通点は外部者が入っているという点だけです。つまり、大学は、外部者が入れば「第三者委員会」と言っているようですが、そういう認識で委員会を「第三者委員会」と呼ぶことは、日弁連のガイドラインに反するだけでなく、世間を欺くものといわなければなりません。

また、委員会は規程に反する行為の「経緯」を明らかにするために、学部の文書や録音記録などを調査するようですが、これは、学部への介入・教員の思想・言論の自由の侵害であり、教員の管理・統制を強化することにつながる重大な問題です。

今回の問題の発端に戻って、学部と学長の間に制度や規則類の解釈に何らかの齟齬があるとすれば、一方的に学部を責めるのではなく、両者の間で話し合いによって解決するべきではないでしょうか。

そこで、私達は、貴職に対して、以下のとおり申し入れます。

- 委員会を「第三者委員会」と呼ぶことは、市民に対して、あたかもそれが中立・公平な存在であるかのような誤解を招きかねないので、直ちに使用をやめて下さい。
- 委員会設置の正当性や調査目的・手法に問題があるので、委員会の調査を中止し、委員会を即刻廃止して下さい。
- 今回の問題を学内の当事者間の話し合いによって解決して下さい。

<1週間以内の回答を求めます>

(注：(5)については要約の際に、趣旨を損ねない範囲で若干表現を変更しています)